第2回市民自治検討部会次第

○平成22年6月21日(月) 午後7時00分から○西脇市生涯学習まちづくりセンター1階 女性コーナー

- 1 開 会
- 2 前回のおさらい☆前回のキーワードから導かれる参考条文(他市事例)
- 3 西脇市の情報公開、参画・協働の取組
- 4 ワークショップ
 - (1) 市政への関心を高めるために必要な情報について
 - (2) 情報公開(共有)、参画・協働を進めるためのシステムについて
 - (3) キーワードの抽出
- 5 その他

今後の予定

第3回市民自治検討部会

と き 平成22年7月12日(月) 午後7時から

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター1階 女性コーナー

6 閉 会

コミュニティに関する規定等

- 1 第1回市民自治検討部会で出たキーワード
 - (1) 風通し良く(組織間のつながり)
 - >地区内の他の団体に要望が言えない。
 - ⇒連携・協力体制の整備が必要

【参考例】

◎養父市まちづくり基本条例第8章 地域コミュニティ

(コミュニティの尊重)

- 第16条 市民と市は、生活に身近で相互に支えあうことができる地域 共同体としてのコミュニティの役割を認識し、これを守り育てるよ うに努めなければなりません。
- 2 市民は、しあわせに暮らせる地域づくりのために、地域コミュニティの活動に積極的に参加するよう努めます。
- 3 市は、地域コミュニティの自主自立的な活動を尊重するとともに、 必要な支援をするように努めなければなりません。 (相互連携と協働)
- 第17条 市民は、お互いの地域コミュニティの活動を尊重するとともに、必要に応じて連携、協力しあいまちづくりを進めるように努めます。
- 2 市民は、持続可能な活力ある地域づくりを進めるため、多様な地域コミュニティを包括する地域自治組織を設置することができます。
 - (2) 男女のバランス 人権・多様性
 - >自治会の役員は男性中心 (女性役員はほとんどいない)
 - ⇒基本理念または基本原則で、人権の尊重または男女共同参画などで規定する?

【参考例】

◎生駒市自治基本条例第2章 基本原則

(人権の尊重)

第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、 市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。 ◎伊賀市自治基本条例

第3章 市民の参加

第1節 市民参加の権利と責務

(まちづくりに参加する権利)

- 第12条 私たち市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。
- 2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、 民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等に関わらず、平等な立 場で、まちづくりに参加することができる。
 - ◎越前市自治基本条例

第4章 市民自治活動

(市民自治活動の原則)

- 第7条 わたしたち市民は、家庭、職場及び地域社会の中で、市民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動します。
- 2 わたしたち市民は、市民自治活動において、男女が共に社会の対 等な構成員としてその個性及び能力を発揮するものとします。
- 3 わたしたち市民は、同様の目的を有する個人及び組織との連携及 び情報交換に努め、互いの活動を尊重します。
- 4 市民自治活動を行う団体は、民主的かつ自主的運営を行います。
 - (3) 担い手の枯渇に備えた組織のあり方(持続可能)
 - >これまでは、子ども会や P T A の役員の後、自治会等へ
 - > 少子化に伴う人材不足(団塊世代でカバーしている)
 - >10年後、20年後の担い手は?
 - ⇒人材育成

【参考例】

◎上越市自治基本条例

(人材育成)

第36条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展 を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な 育成に努めなければならない。

(逐条解説)

【趣旨】

〇本条は、自治とコミュニティ活動の維持と発展のためには、これを 担う人材の育成が必要不可欠であり、「人材育成」を市長等と市民 とが協働して取り組むべき公共的課題ととらえた上で、協働、市民 参画やコミュニティ活動の担い手となる人材の育成について明らかにするために設けたものである。

【解釈·運用】

- 〇本条は、市長等と市民とが協働して、あらゆる世代を対象とした人 材育成の様々な機会を提供していくことと、市長等が、より大きな 成果を生み出すために人材育成を体系的に行う役割を担うことを定 めたものである。
- 〇「人材育成」とは、地域のまちづくりに関する講座への参加等の知識の習得に限らず、会議やイベント運営への参加等の実際の活動を通じて、実践的な経験を積むことも含むものである。
- 〇本項の「体系的な育成」とは、市民一人ひとりが、各自の年齢、意識、興味などに応じて、自発的に自治、コミュニティ活動に関して必要な知識、経験を得ることができるようにすることや、広い市域と多様な地域性を有する本市の特性を考慮し、文化、価値観、人口や年齢構成等の各地域の実態に即した形での人材育成に努めることなどに取り組むことを意味するものである。
 - (4) 区長への集中でいいのか? 負担・コスト
 - ⇒役割分担
 - >区長へ集約されていると区長の好みによって活動が変わる?
 - >区長はほぼ2年任期交替の際の変化の幅が大きい
 - >区長になる人がいるのかという問題もある。
 - > 将来的にはそれなりの報酬がなければなり手がないのでは?
 - (5) 隠れている人材の発掘(若い人、新住民、単身者など)
 - > P T A や子ども会が「地域デビュー」の機会であり、小学校等 に関わりのない人は地域との接点が非常に少ない。
 - ⇒関りを持てるチャンネルの設定が必要
 - (6) 地区のバラつきをどこまで容認するのか?
 - > 現在は地区ごとに違いがあることを容認しているが、自治基本 条例で地区協議会を位置づける場合、要件をどのように設定す るのか?
 - ⇒コミュニティの区域の設定については、現状の西脇、津万、日野、重春、野村、比延、芳田、黒田庄の8地区で進めていく必要があるが、地区の成り立ち等も異なり、一定の基準を設けることは難しいのではないか。それぞれの特性を生かし住民自治を進めていく方向(組織の要件で、構成メンバーについては問わない)で考えてはどうか。

【参考例】

- ◎ 明石市自治基本条例第3章 市民参画と協働のしくみ
 - (地域コミュニティ)
- 第15条 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための 組織(以下「協働のまちづくり推進組織」という。)を設立し、地 域コミュニティとして協働のまちづくりを推進する。
- 2 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、 小学校区とする。
- 3 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力に努めるものとする。
- 4 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で 議論して意見を集約し、地域として合意形成を図った上で、まちづ くりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができる。
- 5 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する提 案が行なわれた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応しなけれ ばならない。

本市における情報公開、市民参画・協働の取組

- 1 情報公開の取組
 - (1) 市広報紙の発行 市広報については、毎月1回(毎月1日)発行 配布は、自治会・町内会を通じて全戸配布
 - (2) 議会だよりの発行 議会だよりは、定例会の報告として、2月、5月、8月、11月 に発行、また、議会構成の変更について、1月1日号を発行 配布は、市広報紙と同時に全戸配布
 - (3) 市ホームページの開設 平成17年10月1日の新西脇市発足と同時に旧西脇市ホームペー ジから新しいホームページに変更

本年4月1日からトップページを変更 (検索性の向上)

- ○くらしのガイド(妊娠・出産、子育て、入園・入学などのライ フシーンから検索)の新設
- 〇広聴のための「お聴かせください」(市民アンケート、パブ リックコメント)の新設
- (4) 防災行政無線
 - 防災行政無線とは・・・

防災行政無線とは、災害の発生が予想されるときや災害発生時などの緊急時に、災害関連情報や避難勧告などの防災情報を市民のみなさまにお知らせすることを目的とした無線通信システムです。このシステムを利用し、平常時は市からの行政情報などをお知らせするほか、公民館などに設置した放送装置から町内放送にも利用できます。

- ▼ 定時放送
- ○一般放送(1日2回)
 - ・午前6時50分~・午後6時50分~(日曜・祝日の朝の放送は午前8時~)※ ただし、放送する事柄のないときは放送しません。

 - ・内容 イベント案内や防犯啓発などの行政情報
- ▼ 緊急放送

災害や緊急を要する事態が発生したときに放送します。(随時)

また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、緊急地震速報、気象警報、有事関連情報も瞬時に放送します。

(5) その他

自治会等を通じての回覧など

2 行政への参画 (意見聴取制度)

(1) 市民意見提出手続 (パブリック・コメント)

市民意見提出手続(パブリック・コメント)とは、市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、その案を広く市民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられたご意見などを参考にして最終的な意思決定を行い、その内容を市民に公表する一連の手続のことをいいます。

本市では、これまでも計画策定や政策の構想段階においては、 市民の皆さんの意向を把握するためのアンケート調査や住民懇 談会などを開催してきましたが、市政に対する意見や提案の機 会を確保するとともに、計画決定過程への市民の参加を促進し、 市民との「協働によるまちづくり」の推進を図ります。

- ○平成21年4月1日から試行
- ○平成22年4月1日から本格実施
- ○これまでの実績

案 件	意見募集 期 間	意見 件数	担当課
西脇市次世代育成支援対策推進後期 行動計画 ~西脇こども未来プラン2~(案)	H22.2.1 ~ H22.2.22	0 件	福祉生活部児童福祉課
西脇市住生活基本計画 (案)	H22.1.12 ~ H22.2.1	4 件	建設経済部都市住宅課
西脇市都市計画マスタープラン(案)	H21.11.11 ~ H21.11.30	2 件	建設経済部都市住宅課
西脇市教育振興基本計画 (え~まち西脇!! e ープラン)(案)	H22.1.12 ~ H22.2.1	8 件	教育委員会 学校教育課

(2) 市政評価制度「まちづくり市民アンケート」

市では、市民のみなさまにとってより暮らしやすいまちづくりを進めていくため、「総合計画」を策定し、さまざまな政策を展開しています。

こうした中、市の政策の成果を計り、総合計画を効果的に推進していくためには、市民のみなさまの声をお聞きすることが大切であることから、市民のみなさまが日々の生活で感じられていることや、市政に対するご意見などを直接アンケート(=まちづくり市民アンケート)でお聞きするのが「市政評価制度」

です。

市民のみなさまの声を政策のバロメーターとして活用していく ことをねらいに総合計画の初年度となる平成19年度から毎年度 継続的に実施しています。

○これまでの実績

年 度	実施期間	対象者	回収率
平成19年度(第1回)	H20.3.12~H20.3.28	350人	40.4%
平成20年度(第2回)	H21.2.5∼H21.2.20	567人	46.4%
平成21年度(第3回)	H22.2.10~H22.2.26	555人	38.9%

※市内在住者の年代別無作為抽出+総合計画策定関係者を対象

(3) まちかどミーティング

① 平成19年度

市長が市内各地区へ出向き、市政全般や地区の課題などについて、各地区住民と意見交換を行う。

共通テーマとして、市長から市政全般と「市民主役のふるさ と運営」について説明し、意見交換を行う。

地区テーマとして、各地区が抱える課題や地区特性について、 地区から報告・提案に対し担当部長が回答する。

② 平成20·21年度

市内で活動されているグループ・団体の皆さんを対象とし、 それぞれの活動や分野を通じての課題、西脇市の将来像などに ついて市長と意見交換を行う。

- ○平成20年度対象グループ
 - ・りんごサークル
 - ・子育て支援グループ(11グループ)
 - 黒っこマザーズ
 - ・グループ・アンダンテ
 - ・比也野里まちづくり委員会
- ○平成21年度対象グループ
 - · N P O 法人 笑輪
 - 西脇アイシテルPROJECT
 - · 伴走者協会西脇練習会
 - 図書館ボランティア ブックママ
 - ガーデンボランティア 夢うさぎ

- 2 まちづくり活動への支援
 - (1) 地区まちづくり実践補助事業
 - 〇 実施主体

地区内の各種団体等が一体となった地区まちづくり推進組織や 地区まちづくり委員会

○ 対象事業

「地区まちづくり計画」や「地域福祉計画」「地域教育力向上プラン」などに示された地区課題の解決や地域資源等を活用した特色あるまちづくり実践活動や地区内の親睦や交流を目的とした活動を対象とする。

○ 補助率等

親睦・交流を目的とする事業については、補助対象経費の2分の1を上限に補助する。

地区課題の解決や地域特性の活用を目的とする事業については、2分の1以上で最大10分の10を補助する。

補助対象経費については、飲食や景品などの経費は補助対象外とし、備品購入費については別途調整することとする。

○ 審査

それぞれの事業について、団体からプレゼンテーションをいただき、市内それぞれの地区から選出された審査委員の意見を聴いて決定する。

○ これまでの実績

年度	団 体 数 (地 区 数)	事業費	補助金額
平成19年度	7団体(6地区)	8,107,348円	3,231,000円
平成20年度	8団体(6地区)	13,015,573円	6,472,000円
平成21年度	9団体(7地区)	13,584,447円	5,820,000円

(2) まちづくり活動支援事業

市内で「誇りと愛着のあるまちづくり」の実現に向けて取り組んでいるグループや団体のまちづくり活動の経費の一部を支援する制度

〇 対象事業

地域の特性を活かしたまちづくり活動や、創意工夫が見られる まちづくり活動

○ 対象グループ

5名以上の市民で構成された活動グループや団体が対象です。 新規立上げのグループ等も対象です。 (営利目的の活動は不可)

○ 助成額

補助対象経費の1/2以内で助成します。(限度額10万円) 既に、市の補助金を受けられている活動は対象になりません。 1団体1回の補助です。

〇 選考

企画書に基づき書類選考

○ これまでの実績

年度	グループ・団体数	事業費	補助金額
平成14年度	2 団 体	790,000円	200,000円
平成15年度	2 団 体	631,800円	200,000円
平成16年度	3 団 体	930,000円	200,000円
平成17年度	4 団 体	1,660,000円	300,000円
平成18年度	6 団 体	1,210,400円	490,000円
平成19年度	6 団 体	861,540円	228,000円
平成20年度	5 団 体	1,710,420円	342,000円
平成21年度	5 団 体	704,000円	247,000円

- ※ 平成23年度からグループ活動支援の新たな支援制度を検討中
- 3 コミュニティセンターの設置と指定管理
 - (1) コミュニティセンター設置地区と指定管理者
 - 西脇地区(西脇区)
 - 日野地区(日野地区区長会)
 - ・比延地区(比延地区まちづくり協議会)
 - ・ 黒田庄地区 (黒田庄地区まちづくり住民会議)
 - (2) 隣保館をコミュニティセンターとしている地区
 - ・津万地区
 - ・芳田地区
 - (3) 未設置地区
 - 重春地区
 - 野村地区
 - ※ 重春・野村地区については、2地区1館で複合施設を建設予定
 - ※ 指定管理者制度とは…

それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度である。

4 指定管理者制度の導入

施設名	指定管理者	指定期間	
住吉農村公園	西脇市住吉町	H22.4.1~H27.3.31	
黒田庄交流拠点施設	えき益ゆうき	H22.4.1~H27.3.31	
あつまっ亭	んさ盆ゆりさ		
東はりまフォルクスガー	やまぼうし	H18.4.1~H23.3.31	
デン黒田庄	($ H18.4.1 \sim H23.3.31 $	
北はりま田園空間博物館	NPO法人北はりま	H18.4.1~H23.3.31	
総合案内所	田園空間博物館	П10. 4. 1 ~ П23. 3. 31	
旧来住家住宅	西脇商工会議所	H21.4.1~H24.3.31	

5 審議会等の委員への公募状況

- 平成18年度
 - ・総合計画策定市民会議(20名中7名が公募委員)
- 平成20年度
 - ・介護保険運営協議会(3名が公募委員)
- 平成21年度
 - ・総合計画推進市民会議(16名中3名が公募)
 - 上下水道事業審議会(公募委員1名)
 - 自治基本条例検討委員会(21名中6名が公募)

6 地域対策委員会

西脇市庁議等の設置及び組織に関する規程(平成17年10月1日訓令第3号)第7条で規定する委員会で、地区の行政課題に対し、適切な対応を図るため市内各地区に設置するもの。

委員については、地区により異なるが、概ね係長級(主査級)以上で地区在住の職員を任命する。

各地区地域対策委員の人数

•	西脇地区	11名
•	津万地区	16名
•	日野地区	10名
•	重春地区	9 名
•	野村地区	40名
•	比延地区	14名
•	芳田地区	5 名
•	黒田庄地区	16名
	合計	121名

【参考】

西脇市庁議等の設置及び組織に関する規程(地域対策委員会)

- 第7条 地域対策委員会は、地区の行政課題に対し、適切な対応を図るため、次に掲げる地区ごとに設置する。
 - (1) 西脇地区
 - (2) 津万地区
 - (3) 日野地区
 - (4) 重春地区
 - (5) 野村地区
 - (6) 比延地区
 - (7) 芳田地区
 - (8) 黒田庄地区
- 2 地域対策委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 3 委員は、市長が任命し、委員長及び副委員長は、委員の協議により、委員の中から選出する。
- 4 第2項の委員長は、所属する地域対策委員会を統轄する。
- 5 地域対策委員会の委員は、担当する地区の世論の動向や状況を的確に把握するとともに、部等が所掌する業務の遂行上必要がある場合は、部等の長とともに行政課題の解決に参画するものとする。
- 6 地域対策委員会の委員が部等の長とともに業務の遂行に当たる事項は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 当該地区の特殊な情況等の判断を的確に把握する必要がある事項
 - (2) 当該地区特有の問題として要望のあった重要な事項
 - (3) 業務を執行するうえで、当該地区の住民の協力が特に必要と考えられる事項
 - (4) 地区の問題として緊急に対応しなければならない重要な事項
- 7 地域対策委員会相互の情報及び意見の交換を行うため、必要に応じ、委員長会議を開くものとする。
- 8 前項に規定する委員長会議は、まちづくり担当部長が主宰する。